

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について(関係部分抜粋)

(昭和 61 年 2 月 14 日中央最低賃金審議会答申)

本審議会は、昭和 50 年 5 月 30 日に労働大臣から「今後の最低賃金制のあり方について」の諮問を受けて検討を行ってきた。産業別最低賃金の在り方についても、その重要な一環として検討を進め、昭和 52 年 12 月 15 日の答申においては、地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担等について、その考え方の整理に取り組むこととしたところである。これを受けて、本審議会は、具体的な検討を進め、昭和 56 年 7 月 29 日及び昭和 57 年 1 月 14 日の答申において、今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第 11 条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものであるという基本的な考え方を示し、その新産業別最低賃金の運用方針を明らかにするとともに、現行の大きくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、昭和 60 年度において決定することとした。

本審議会は、以上の経緯を踏まえ、昭和 60 年 1 月 18 日に全員協議会を設け、この問題について鋭意審議を重ねてきた。この結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申をもって、産業別最低賃金の在り方に関する本審議会の一連の検討は一応完了するが、我が国の最低賃金制度の発展のために、本答申の着実な実施を強く望むものであり、行政当局をはじめ関係労使の積極的な努力を期待する。

(別紙)

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について

1 基本的な考え方

(略)

2 現行産業別最低賃金の整理等

(略)

3 新産業別最低賃金への転換及び現行産業別最低賃金の廃止に向けての措置

(略)

4 新産業別最低賃金の運用方針の改正等

(1) 新産業別最低賃金の運用方針の一部改正

(略)

イ (略)

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件を次のとおりとすること。

(イ) 当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。

(ロ) 公正競争を確保する観点から当該新産業別最低賃金の改正等が必要と認められる場合(当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上の合意がある場合を含む。)に行われるものであること。

(2) 現行産業別最低賃金の転換に係る経過措置

上記 3 により、現行産業別最低賃金の新産業別最低賃金へ転換する場合には、経過措

置として新産業別最低賃金の運用方針の一部について次のような取扱いをする。

なお、現行産業別最低賃金の適用対象業種について、昭和 64 年度前に法第 16 条の 4 の規定により新産業別最低賃金の決定に関する申出があった場合においても同様の取扱いをする。

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置

(イ) 最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の要件

同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する労働協約の適用を受け、かつ、当該労働協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃額より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に該当するものとして取り扱う。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性に関する要件

(略)

ロ 「小くくり産業」の範囲に関する経過措置

(略)

ハ 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置

(略)

(別添)

新産業別最低賃金の運用方針

(略)